

令和3年度 第1回対馬市SDGs推進本部

日時：令和3年5月31日
部長会議終了後
場所：市役所別館大会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. SDGs推進本部長（市長）挨拶
3. 議事
 - （1）令和3年度重点施策について
 - （2）SDGs推進作業部会の設置及び各部局へのお願い
4. 閉会

【配布資料】

- 資料1 対馬市SDGs推進本部について
- 資料2 令和3年度重点施策
- 資料3 作業部会の設置について
- 資料4 各部局への協力依頼について
- 参考資料1 対馬市SDGs推進本部設置要綱
- 参考資料2 アクションプラン作業フロー
- 参考資料3 既存施策とSDGsとの紐づけ作業シート

対馬市 SDGs 推進本部について

区分	設置要綱要点
趣旨	SDGs の達成に向けた方針及び取組を全庁的に共有し、総合的かつ効果的に推進するため。
所掌事務	(1) SDGs の推進に係る情報の収集及び共有に関すること。 (2) SDGs の推進に係る市民及び地域団体の理解醸成及び企業等の参画に関すること。 (3) SDGs の理念に基づく施策の調査研究に関すること。 (4) SDGs の理念に基づく具体的な施策の取組及びその進捗管理に関すること。 (5) その他 SDGs の達成に向け必要と認められる事項に関すること。
構成	○本部長 ……市長 ○副本部長……副市長・教育長 ○本部員 ……全部長、水道局長、消防長、議会事務局長
会議	本部長が必要に応じて招集。本部長が議長を務める。
作業部会	・ 推進本部に、具体的事項について協議及び検討を行うため、作業部会を置くことができる ・ 部会長(しまづくり推進部長)、部会員(関係次長又は課長、担当)で構成
庶務	しまづくり推進部 SDGs 推進室

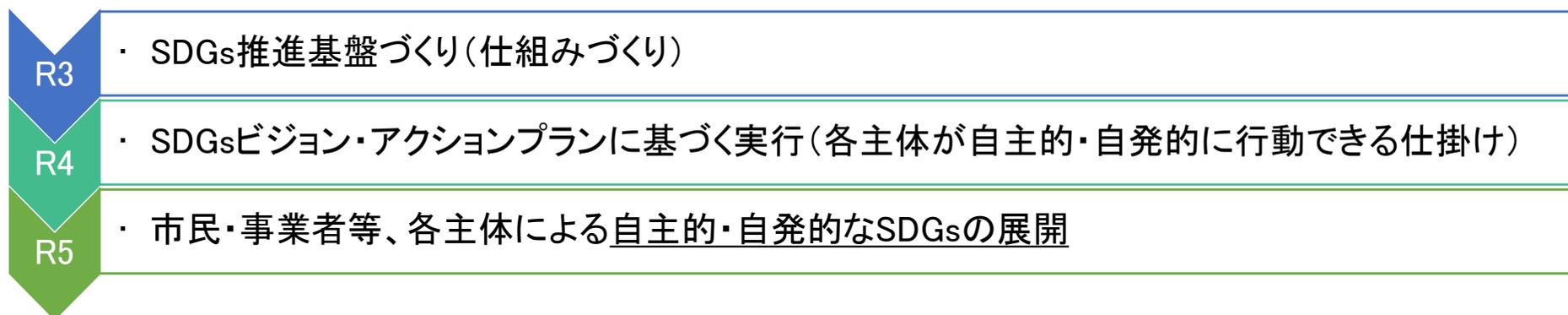


令和 3 年度重点施策

<推進本部の短期目標>

誰一人取り残さず、全員参加で各主体が自主的・自発的に SDGs 達成に向けて活動できるようにする

<年次別フロー>



<R3 年度重点施策>

区分	施策	ねらい
1. 推進基盤づくり 	1-1. 推進本部会議の開催	・ 組織内の横断的連携を強化する
	1-2. アドバイザリーボードの開催	・ 大学・企業・国際機関・離島振興機関・メディア・金融・地域団体等 15 名の有識者で構成。専門的助言を得るだけで無く、多主体の連携を促す
	1-3. SDGs 総合研究所の設置	・ 大学教員等を「客員研究員」として受け入れることで、より戦略的に施策を展開できる体制を構築し、熱心な市民を「市民研究員」として受け入れることで、市民間

	1-4. SDGs ビジョン・アクションプラン(行動指針・行動計画)策定	の SDGs の横展開を促す ・ 計画作成過程で、市民ワークショップを企画開催する等、市民への普及啓発を併せて実施する。市民の自主的自発的行動の萌芽を促し、市民協働の基盤形成の端緒とする
2. ひとづくり(ESD) 	2-1. 学校教育への積極的な支援 2-2. 対馬グローバル大学の運営	・ SDGsに関する学習を通じ、学校を拠点として、地域及び家庭への SDGs の波及を図る ・ 市民等に対し、SDGs に関連する学びの機会を提供し、SDGs 推進の人財育成を図る
3. 気候変動対策 	3-1. 気候危機宣言の検討 3-2. 気候変動適応計画(気候変動適応法に基づく)の検討	・ 農林漁業(農作物の高温障害、しいたけの害菌浸潤、磯焼け等)、自然生態系、生活インフラ、健康等気候変動による影響が深刻化。気候変動はすべての脅威となるため、気候危機宣言を行い、「緩和」(気候変動の原因とされる温室効果ガスの排出抑制:脱炭素化)と気候変動の影響に備える「適応」に関する政策立案を行う
4. 海洋プラスチックごみ対策 	4-1. 海洋プラスチックごみゼロ宣言	・ 海洋プラスチックごみゼロを目指すことを意志表示し、島外からの流入抑制に加え、島内からの排出抑制に関する施策を検討する
5. 企業との連携 	5-1. 関係企業との具体的連携 5-2. SDGs スタディツアーによる連携強化	・ 関係企業との具体的連携を促す ・ 企業 SDGs 担当者向け SDGs スタディツアーモニターツアーを通じた協力企業の掘り起こし ・ 連携企業向け SDGs スタディツアーを通じた連携強化 →法人による企業版ふるさと納税、社員によるふるさと納税を促し SDGs 関連施策の財源確保に努める

作業部会の設置について

○設置根拠

対馬市 SDGs 推進本部設置要綱第 5 条

○ねらい

個別具体的な SDGs 推進施策の検討等、建設的発展的な議論のため

○部会構成員（案）

全部局次長。協議事項等により、担当課室長、担当者の参加を求め、柔軟に構成する。ただし、招集については、関連する部局により実施する。

○R3 年度の主な作業案件（案）

- ・（主）SDGs ビジョン・アクションプランの検討
- ・気候変動対策の検討

各部局へのお願い

<依頼事項>

既存施策と SDGs との紐付け作業

<依頼内容>

- ① SDGs の達成に資する、あるいは関係のありそうな既存施策を参考資料 3 の表にリストアップ
- ② 17 のゴール、169 のターゲットを参照しながら、該当するゴール欄にゴール番号とターゲット番号を記載
- ③ 各部局、特に力を入れて取り組みたいゴール・ターゲットを選択

<提出期限>

6 月 1 8 日 (金)

<提出書類>

既存施策と SDGs との紐づけ作業シート (参考資料 3)

<提出後の活用>

- ・ 内部ヒアリング資料として活用
- ・ 作業部会の資料として活用

○対馬市SDGs推進本部設置要綱

令和2年9月30日

訓令第15号

改正 令和3年3月10日訓令第6号

(設置)

第1条 本市における持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成に向けた方針及び取組を全庁的に共有し、総合的かつ効果的に推進するため、対馬市SDGs推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) SDGsの推進に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (2) SDGsの推進に係る市民及び地域団体の理解醸成及び企業等の参画に関すること。
- (3) SDGsの理念に基づく施策の調査研究に関すること。
- (4) SDGsの理念に基づく具体的な施策の取組及びその進捗管理に関すること。
- (5) その他SDGsの達成に向け必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長とする。
- 3 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は、副市長及び教育長とする。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は不在のときは、副市長、教育長の順位でその職務を代理する。
- 6 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進本部会議)

第4条 推進本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 本部長は必要に応じて、推進本部会議に別に組織する有識者会議委員などの出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 推進本部に、具体的事項について協議及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、関係する次長又は課長、担当をもって組織し、部会長にはしまづくり推進部長をもって充てる。
- 3 作業部会において調査研究した事項は、推進本部に報告するものとする。

(庶務)

第6条 推進本部及び作業部会の庶務は、しまづくり推進部政策企画課SDGs推進室において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月10日訓令第6号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分
総務部長
しまづくり推進部長
観光交流商工部長
市民生活部長
福祉保険部長
健康づくり推進部長
農林水産部長
建設部長
水道局長
中対馬振興部長
上対馬振興部長
消防長
教育部長
議会事務局長

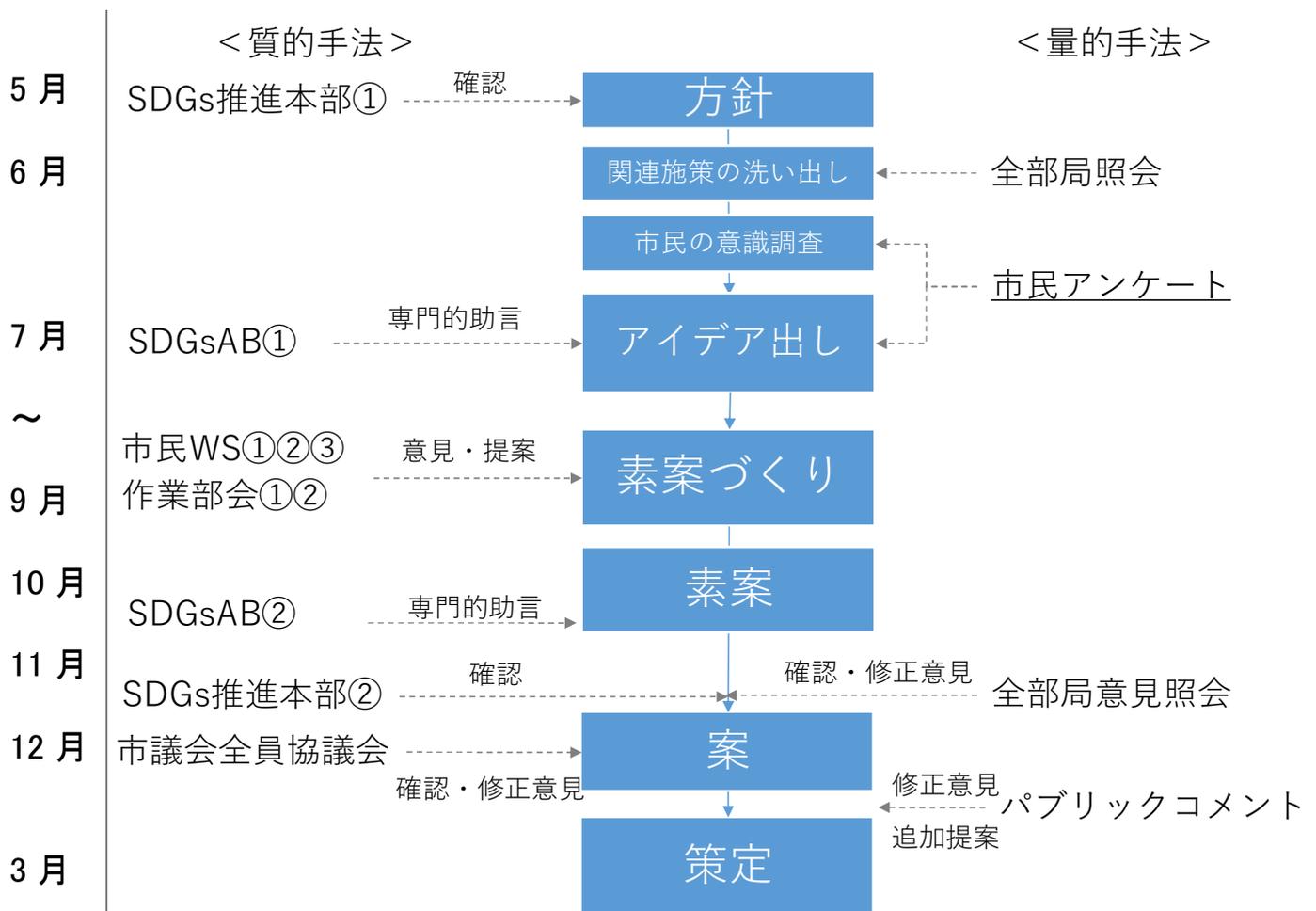
SDGs ビジョン・アクションプラン策定フロー

【抜粋】 対馬市 SDGs 未来都市計画でのアクションプランに関する掲載内容

1.3 推進体制（1）各計画への反映

4. SDGs ビジョン・アクションプラン

2030 年の持続可能な島の実現を戦略的に進めるために、新たに「対馬 SDGs 2030 ビジョン」及び「対馬 SDGs アクションプラン 2020」を策定する。同ビジョンでは、市民、特に次世代の若者や女性の参画を得ながら、2030 のあるべき姿を描き、バックキャストイング手法で明確かつ戦略的な数値目標を掲げ、それらの目標を達成するための具体的な行動計画をアクションプランに盛り込む。また、深刻化する気候変動影響に対しては、気候変動適応法に基づき、対馬市気候変動適応計画を策定する。



(注1) SDGsAB・・・SDGs アドバイザリーボード

(注2) 市民 WS・・・市民ワークショップ

既存施策と SDGs との紐づけ作業シート

 関連施策(事業)名	SDGsゴール																	担当部課室	事業費 (R3当初、千円)	実績
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
(例) ※数値はH31年度																				
1	海岸漂着物等地域対策推進事業(海ごみの回収、クリーンアップやワークショップ等普及啓発、油化等)											12.5.8		14.1			17.16	市民生活部 環境政策課	30,146	
2	地域循環システム推進事業(生ゴミの資源化:普及率12.3%)											12.5							4,283	3,000世帯の目標に対し1,863世帯
3	合併処理浄化槽普及促進事業(水質汚濁防止:普及率33.3%)					6.3								14.1					3,716	普及率33.3%(H31.3.31現在)

前田 剛:
該当するゴール欄に、ターゲット番号を記載

◎特に力を入れて取り組みたい SDGs のゴール・ターゲット…ゴール番号 ()・ターゲット ()